

## 1. 輸出入経営資格

『対外貿易法』（主席令第57号）（1994年7月1日実施、2004年7月1日改正、2016年11月7日改正）が2022年12月30日に改正されたことにより、対外貿易経営者の届出登録を義務付けた規定（旧第9条）が削除され、対外貿易経営者の届出登録制は廃止された。

『中華人民共和国税関登録登記および届出企業信用管理弁法』（税関総署令第251号）（2021年9月13日実施）およびその執行に関する『税関高級認証企業基準』（税関総署公告2021年第88号）（一般基準および輸出入貨物荷受・荷送人、通関企業、貿易総合サービス企業、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム企業、入出国配達の経営者、水路の物流運送企業、道路の物流運送企業、航空の物流運送企業の単独項目基準を含む）（2021年11月1日実施）によれば、税関は企業の信用状況に基づき企業の認証を行い、認証企業（AEO）は高級認証企業とされる。中国の税関は他国の税関とAEO相互認証を行い、相互認証されたAEO企業に対して通関利便措置を講じる。認証企業は『税関高級認証企業基準』の一般基準においては、内部統制、財務状況、コンプライアンス、貿易安全という4つの基準を満たさなければならない。

また、『中華人民共和国税関登録登記および届出企業信用管理弁法』（税関総署令第251号）（2021年9月13日実施）によれば、企業が税関へ認証企業を申請するに当たって、税関は認証申請を受理した日より90日以内に結果を出さなくてはならない。特殊な場合、税関は認証期限を30日延長することができる。

『中華人民共和国税関登録登記および届出企業信用管理弁法』（税関総署令第251号）（2021年9月13日実施）によれば、税関認証企業の一般基準と単独項目基準（輸出入貨物荷受・荷送人、通関企業、貿易総合サービス企業、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム企業、入出国配達の経営者、水路の物流運送企業、道路の物流運送企業、航空の物流運送企業の単独項目基準）を満たす場合、税関認証管理の申請を提出できる。

高級認証企業には、1) 平均の20%以下の輸出入貨物検査率、2) 保証免除を申請することが可能であること、3) 税関調査の頻度を減らすこと、4) 輸出貨物が税関管理区に入る前に申告することができること、5) 税関は企業のために調整員を設けること、6) AEO相互認証国・地域の税関が提供する税関利便措置、などの措置が適用される。

2017年6月28日、税関総署は『全国税関通関一体化改革の推進に関する公告』（税関総署公告2017年第25号）を公布し、2017年7月1日より施行している。任意の地域の税関にて通関申告ができるようになったほか、2つの新しい税関管轄機関（リスク防止コントロールセンター、税収徴収管理センター）の稼働により、全国の通関政策・規定が統一され、通関手続きの簡素化・迅速化が進んだ。

2018年10月26日、財務省関税局と中華人民共和国海関総署は、AEO相互承認に係る取り決めについて合意に達し、両国は中国・北京において署名を行った。本取り決めの実施により、日中両国のAEO事業者による輸出入貨物の通関手続きの円滑化が一層促進されることとなる。日中AEO相互承認の主な内容として、両税関当局は、輸出入貨物の審査・検査の際、当該貨物が相手側のAEO事業者による輸出入貨物である場合には、その資格をリスク評価に反映させることとなる。なお、日中AEO相互承認の合意に伴い、中国税関はシンガポール、韓国、香港、EU、ニュージーランド等の9の経済主体、36の国・地域とAEO相互承認の合意に達した。

2019年4月24日、税関総署は「中国日本税関AEO相互承認公告」（税関総署公告2019年第71号）を公布し、2019年6月1日より、日中AEO相互承認が正式に実施されている。公告内容は、1.『相互承認手配』により、日中両国は相手国税関の「認証された経営者」（Authorized Economic Operator、「AEO企業」）を認可し、AEO企業から輸入する貨物に対して、通関の利便性を提供する。日本税関は中国の高級認証企業を認可し、中国税関は日本の認証された経営者を認可する。2. 輸入貨物通関において、日中双方の税関は次の通関利便措置を相互に提供する。検査と監督管理の低減のためにリスク評価を実施する際には、相手のAEO企業としての資格を十分に考慮する。検査の必要がある貨物に対しては、最大限迅速に行う。指定税関連絡員が連絡とコミュニケーションを担当し、AEO企業の通関の問題を解決する。主要基礎インフラが貿易中断から回復後、AEO企業の貨物に対して最大限迅速な通関処理を行う。3. 中国AEO企業が日本に貨物を輸出する場合、AEO企業コード（AEOCN+中国税関の登録10桁企業コード、例えば、AEOCN0123456789）を日本輸入者に通報する。日本輸入者は日本税関の規定に基づいて記入申告し、日本税関は中国AEO企業資格を確認してから、関連利便措置を提供する。4. 中国企業が日本AEO企業から貨物を輸入する場合、輸入通関表「国外貨物発出者」の「国外貨物発出者コード」と海運／空運貨物マニフェストの「発出者AEO企業コード」の欄に日本輸出者のAEO企業コードを記入する。記入方式は「国別（地域）コード+AEO企業コード（17桁の数字）」（例えば、JP12345678901234567）である。中国税関は日本AEO企業資格を確認してから、関連利便措置を提供する。

## 2. 必要書類など

次の内容は、『税関輸出入貨物申告管理規定』（海関総署令第103号）（2003年11月1日実施、2014年3月13日改正、2018年2月1日改正、2018年5月1日改正、2018年7月1日改正、2018年11月23日改正）、『税関の加工貿易貨物監督管理方法』（税関総署令第219号）（2014年3月12日実施、2018年2月1日改正、2018年7月1日改正、2018年11月23日改正、2021年2月1日改正）、『対外貿易経営者届出登記方法』（商務部令2004年第14号）（2004年7月1日実施、2016年8月18日改正、2019年11月30日改正、2021年5月10日改正）、『貨物輸入許可証管理方法』（商務部令2004年第27号）（2005年1月1日実施）、『貨物自動輸入許可管理方法』（商務部、税関総署令2004年第26号）

(2005年1月1日実施)、『貨物輸出許可証管理方法』(商務部令2008第11号)(2008年7月1日実施、2019年11月30日改正)、『税関による輸出入貨物通関申告書の改正と撤回に対する管理方法』(税関総署令第220号)(2014年3月13日実施、2018年5月1日改正、2018年7月1日改正、2018年11月23日改正)、『税関統計条例』(國務令第454号)(2006年3月1日実施、2022年5月1日改正)、『毒素に転用しやすい化学品輸出入管理規定』(商務部令2015第2号)(2006年10月21日実施、2015年10月28日改正)、『税関の輸入貨物の直接差戻しに関する管理方法』(税関総署第217号令)(2007年4月1日実施、2014年3月12日改正、2018年5月1日改正、2018年7月1日改正)、『税関による貨物一時輸出入管理方法』(税関総署令第233号)(2007年5月1日実施、2014年2月1日改正、2018年2月1日改正)、『全国各対外開放港における新しい出入国旅客申告制度の実施について』(税関総署2007年第72号)(2008年2月1日実施)、『税関による輸出入貨物集中申告管理方法』(税関総署令第169号)(2008年5月1日実施、2014年3月13日改正、2018年11月23日改正)、『税関による外国駐中国大使館・大使館人員の出入国物品監督管理方法』(税関総署第174号令)(2008年10月1日実施、2018年7月1日改正)、『税関の輸出入貨物通関申告書記入規範』(税関総署公告2019年第18号)(2008年10月1日実施、2009年1月22日改正、2013年7月1日改正、2016年3月30日改正、2017年3月29日改正、2018年8月1日改正、2019年2月1日改正)、『税関による出入国輸送機関の積荷明細書に関する管理方法』(税関総署令第172号)(2009年1月1日実施、2018年2月1日改正、2018年7月1日改正)、『技術輸出入契約登記管理方法』(商務部令2009第3号)(2009年3月3日実施)、『原材料として利用可能な輸入固体廃棄物の国内荷受人登録・登記管理実施細則』(税関総署公告2018年第57号)(2018年8月1日実施)、『4-メチルメトカチノン輸出入関連事項に関する公告』(国家食品薬品監督管理局、税関総署聯合公告2010年第66号)(2010年9月1日実施)、『輸入食品輸出入業者届出管理規定』(国家品質監督検査検疫総局公告2012年第55号)(2012年10月1日実施)、『危険化学品登記管理方法』(国家安全生産監督管理総局令第53号)(2012年8月1日実施)、『食品の輸入記録と販売記録管理規定』(国家品質監督検査検疫総局公告2012年第55号)(2012年10月1日実施)、『税関輸出入商品規範申告目録』(2022年版)(2022年1月1日実施)、『貨物輸入証明書』に関する公告(税関総署公告2015年第34号)(2015年7月29日実施)による。また、法令の間に矛盾または齟齬がある場合、新しい規定に準ずる。

(一) 『税関輸出入貨物申告管理規定』(税関総署公告令第103号)(2003年11月1日実施、2014年3月13日改正、2018年2月1日改正、2018年5月1日改正、2018年7月1日改正、2018年11月23日改正)により、輸入貨物の受取人や税関申告受託企業は、輸送機関を入国申告した日より14日以内に通関申告をしなければならない。輸出貨物の荷送人や税関申告受託企業は、貨物が税関監視区域内に到着してから、船積みの24時間前に通関申告をすべきである。

(二) 『税関の加工貿易貨物監督管理方法』(税関総署令第219号)(2014年3月12日

実施、2018年2月1日改正、2018年7月1日改正、2018年11月23日改正、2021年2月1日改正、2023年3月9日改正)により、経営企業は加工企業所在地の税関にて加工貿易貨物の手帳を開設しなければならない。その場合、貿易方式、単位消耗量、輸出入港、輸入材料・部品、輸出製品の商品名称・商品コード・規格型番・価格・原産地などの状況を税関に申告し、かつ経営企業が対外的に締結した契約を提出しなければならない。また、経営企業が自身で加工能力を持っていれば、主管部門が許可した「加工貿易加工企業生産能力証明書」を取得しなければならない。経営企業が加工を委託する場合、経営企業と加工企業が締結した委託加工契約を提出し、主管部門が許可した加工企業の「加工貿易加工企業生産能力証明書」を取得しなければならない。

経営企業が完全で、有効な書類を提出した場合、税関は企業の手帳開設申請を受け付けてから5営業日以内に加工貿易手帳の開設手続きを完成しなければならない。

加工貿易企業が次のいずれかに該当する場合、手帳の開設は認められない。(1) 輸入材料・部品または輸出製品は輸出入を禁止されるものに当たる場合、(2) 加工製品は中国国内で加工生産を禁止される場合、(3) 輸入材料・部品は保税措置に適しない場合、(4) 経営企業または加工企業は加工貿易の展開を認められない場合、(5) 経営企業は定められた期限内に税関に満期になった加工貿易手帳を返却する上、改めて手帳の開設を申請しなかった場合。

加工貿易の輸入材料・部品が輸入制限貨物に当たる場合、経営企業は税関に輸入許可証を提出する必要はない。一方、加工貿易の輸出製品が輸出制限貨物に当たる場合、経営企業は輸出許可証を取得しなければならない。

また、経営企業は、加工貿易手帳と加工貿易輸出入貨物専用通関申告書などの書類により、加工貿易貨物の輸出入通関手続きを行わなければならない。

(三) 『対外貿易経営者届出登記方法』(商務部令2004年第14号)(2004年7月1日実施、2016年8月18日改正、2019年11月30日改正、2021年5月10日改正)により、貨物輸出入または技術輸出入に従事する対外貿易経営者は、商務部または商務部が委託する機関に届出・登記をする必要があったが、上記『対外貿易法』(主席令第57号)の2022年12月30日の改正により、対外貿易経営者の届出登録を義務付けた規定(旧第9条)が削除され、対外貿易経営者の届出登録制は廃止された。

(四) 『貨物輸入許可証管理方法』(商務部令2008年第11号)(2005年1月1日実施)と『貨物輸出許可証管理方法』(2008年7月1日実施、2019年11月30日改正)により、商務部は全国輸出入許可書の主管機関であり、輸出入許可書管理方法と規則の制定、輸出入許可書管理方法の実施状況の監督と検査、違反行為の処罰を担当する。

(五) 『貨物自動輸入許可管理方法』(商務部、税関総署令2004年第26号)(2005年1月1日実施)により、商務部は貨物の輸入状況を観測するニーズに応じて、一部の輸入貨物に対して自動輸入許可管理を実施し、かつ実施の21日前にその目録を公布する。目録は具体的な貨物名称、税関商品コードなどの情報を含む。

(六) 『税関による輸出入貨物通関申告書の改正と撤回に関する管理方法』(税関総署

令第 220 号) (2014 年 3 月 13 日実施、2018 年 5 月 1 日改正、2018 年 7 月 1 日改正、2018 年 11 月 23 日改正) により、輸出入貨物の受取人・荷送人またはその代理人は、輸出入通関申告書の改正と撤回を申請する場合、「輸出入貨物通関申告書の改正・撤回申請表」と関連証明書を提出しなければならない。

(七) 『税関統計条例』(国務令第 454 号) (2006 年 3 月 1 日実施、2022 年 5 月 1 日改正) により、輸出入貨物の統計項目は次のとおりである。1) 品名とコード、2) 数量と価格、3) 輸出入貨物の荷受人または発送人、4) 貿易方式、5) 運送方法、6) 輸入貨物の原産地(地区)、発送国(地区)、国内目的地、7) 輸出貨物の最終的な目的地(地区)、相手国(地区)、商品の国内供給源、8) 輸出入期日、9) 税関別、10) 税関総署によるその他の統計項目。

税関統計において、申告者は次の事項を注意しなければならない。1) 申告者は保存期間中、申告した税関統計の原始資料と関係情報を照会することができる。照会結果に疑問があれば、税関に事実確認を求めることができる。税関は事実確認のうえ、回答しなければならない。2) 税関は申告者の法定の申告項目について疑問がある場合、申告者に照会することができる。申告者はすみやかに回答しなければならない。3) 法定の申告項目につき申告しなかった、または虚偽申告したことにより、税関統計の正確性が損なわれた場合、税関は当事者に訂正を指示する。税関は『税関行政処罰実施条例』に基づき行政処罰をすることも可能である。『毒素に転用しやすい化学品輸出入管理規定』(商務部令 2015 第 2 号)

(2006 年 10 月 21 日実施、2015 年 10 月 28 日改正) により、外資企業が覚せい剤に転用可能な化学品の輸出入を申請する場合は、外資企業輸出入管理ネットシステムにて「外商投資企業による覚せい剤に転用可能な化学品の輸出入申請表」を記入し、電子データを提出する。初審で申告要件を満たした外資企業がさらに省レベルの商務主管部門に関係書類とエビデンスを提出する。覚せい剤に転用可能な化学品の輸出を申請する場合は、また輸入国の政府主管部門による覚せい剤に転用可能な化学品の合法的利用に関するエビデンスまたは輸入側の合法的利用に関する保証書類も提出しなければならない。覚せい剤に転用可能な化学品の輸入を申請する場合は、また輸入申請報告および外資企業の監督管理手段に関する説明と覚せい剤を製造しないという保証書類も提出しなければならない。

(八) 『税関の輸入貨物の直接差戻しに関する管理方法』(税関総署第 217 号令) (2007 年 4 月 1 日実施、2014 年 3 月 12 日改正、2018 年 5 月 1 日改正、2018 年 7 月 1 日改正) により、輸入商品は入国してから通関手続きが終わるまで、次のいずれかに該当する場合は、税関に直接差戻しを申請することができる。1) 貿易管理政策が調整されたことにより、荷受人が関連エビデンスを提出できない場合、2) 誤って出荷・下ろされた商品または下ろし過ぎた商品について、荷送人または運送人の書面エビデンスを提出できる場合、3) 荷受人と荷送人が商品の差戻しを合意した上、書面の合意書を提出できる場合、4) 貿易摩擦が起こり、裁判所の判決文、仲裁機関の仲裁裁定書または有効な商品所有権証明書を提出できる場合、5) 傷物または中国の検査・検疫で不合格な商品につき、国家検査検疫機関の関連検査証明書を提出できる場合。

また、輸入商品が入国してから通関手続きが終わるまで、次のいずれかに該当する場合は直接海外へ差し戻される。1) 輸入禁止の商品であり、かつ税関によって処分を下されたもの、2) 中国の検査検疫政策法令に違反し、税関によって処分を下されたもの、3) 原料としての輸入が制限されている固体廃棄物を未許可で輸入し、かつ税関によって処分を下されたもの、4) 中国の関連法律、行政法令に違反したもの、その他の直接差し戻されるべきもの。

(九) 一時輸出入の物品について、『税関による貨物一時輸出入管理方法』（税関総署令第233号）（2007年5月1日実施、2014年2月1日改正、2018年2月1日改正）により、物品の一時輸出入に関する申請は、主管地の税関に提出することとする。このうち、ATAカルネ（物品一時輸入のための通関手帳）を持っている者が税関に物品一時輸出入の申請を提出する際に、真実かつ有効なATAカルネの原本、正確な物品明細書およびその他の関連エビデンスを提出することとする。ATAカルネ以外の一時輸出入物品の荷受人または荷送人が税関に物品一時輸出入の申請を提出する際に、税関の要求に基づき、「物品一時輸出入申請書」、一時輸出入物品明細書、領収書、契約または協定およびその他の関連エビデンスを提出することとする。

ATAカルネ以外の一時輸出入物品を国外または国内に運び戻す場合に、物品の荷受人または荷送人と展示会の主催者は、運び戻す現地の税関に署名された通関申告エビデンスにより、元の輸出入税関にて消却手続きをすることとする。

一時輸出入物品は輸出入の日より6カ月以内に国内または国外に運び戻さなければならない。特別な事情によって猶予が必要な場合は、ATAカルネを所有している者またはATAカルネ以外の一時輸出入物品の荷受人もしくは荷送人は、主管地の税関に猶予申請を提出しなければならない。直属税関に許可されれば猶予が可能であるが、猶予期限は6カ月以内とし、かつ3回までとする。

『一時輸出入物品管理方法の関連事項の公布について』（2007年8月31日実施）により、ATAカルネ以外の一時輸出入物品を数回に分けて国内または国外に運び戻す場合に、一時輸出入物品の荷受人または荷送人と展示会の主催者は、全ての物品を運び戻し終わってから、運び戻す現地の税関に署名された通関申告エビデンスにより元の輸出入税関にて消却手続きをすることとする。また、ATAカルネにより一時輸出入物品を数回分けて国内または国外に運び戻す場合に、ATAカルネの保有者は毎回運び戻す現地の税関にATAカルネを提出することとする。

(十) 一時輸出入物品については、その荷受人または荷送人が税金に相当する保証金または税関に認められるその他の保証を税関に提出した場合に、関税の一時免除が可能である。輸出入関税の徴収対象に当たらない一時輸出入物品は、その荷受人もしくは荷送人または代行者の保証書によって通関できる。『全国各対外開放港における新しい出入国旅客申告制度の実施について』（2008年2月1日実施）により、次の品物を所持して入国する旅客は、「税関出入国旅客荷物物品申告書」に記入したうえ、税関にて関連品物の検査手続きをしなければならない。

- ・ 動植物とその製品、微生物、バイオ製品、人体組織、血液製品。
- ・ 住民が外国で得た 5,000 元以上（5,000 元を含む。以下同様）相当の個人用品物。
- ・ 非住民が中国国内に残す予定の 2,000 元以上相当の品物。
- ・ 1,500ml 以上のアルコール飲料（アルコール含有量が 12 度以上）、400 本以上のタバコ、100 本以上の葉巻タバコ、または 500g 以上の刻みタバコ。
- ・ 2 万元以上の現金または 5,000 ドル以上の外貨現金。
- ・ 別送品、品物、サンプル、広告品。
- ・ その他の税関に申告する必要があるもの。

また、次の品物を所持して出国する旅客は、「税関出入国旅客荷物物品申告書」に記入の上、税関にて関連品物の検査手続きをしなければならない。

- ・ 文物、絶滅に瀕する動植物およびその製品、生物種の資源、金銀などの貴重金属。
- ・ 再入国の単価 5,000 元以上のカメラ、ビデオカメラ、携帯パソコンなどの個人用旅行品物。
- ・ 2 万元以上の現金または 5,000 ドル以上の外貨現金。
- ・ 品物、サンプル、広告品。
- ・ その他税関に申告する必要があるもの。

また、『税関による外国駐中国大使館・大使館人員の出入国物品監督管理方法』（税関総署第 174 号令）（2008 年 10 月 1 日実施、2018 年 7 月 1 日改正）により、次のいずれかに該当する場合、大使館と大使館人員の関連物品は出入国してはならない。1) 入国時の荷物が税関に認定された私的利用の程度を超過した場合。2) 税関に届出と申告手続きをしない場合。3) 税関の許可を得ずに、免税で持ち込まれた物品を無断で譲渡したり、売出したりした後、同類物品の入国を再度申請する場合。4) 中国政府に出入国を禁止、または制限された物品を所持して出入国するに当たり、必要書類を提供できない場合。5) 『税関による外国駐中国大使館・大使館人員の出入国物品監督管理方法』に違反する他の状況。

大使館と大使館人員は、税関が決定した出入国禁止日より 3 カ月以内に、税関にて関連物品の返送手続きを行うべきである。

(十一) 『税関による輸出入貨物集中申告<sup>1</sup>管理方法』（税関総署令第 169 号）（2008 年 5 月 1 日実施、2014 年 3 月 13 日改正、2018 年 11 月 23 日改正）により、次の輸出入貨物は集中申告の通関方式を適用する。

- ・ 書籍、新聞、定期刊行物など時限性の強い貨物。
- ・ 危険物または生鮮、腐乱・劣化しやすいものなど長期保存に適さない貨物。
- ・ 道路に設置された税関を出入りする保税貨物。

荷受人または荷送人は貨物所在地の税関にて、加工貿易企業は主管地の税関にて集中申告の届出手続きをすべきである。集中申告の届出を申請する際に、荷受人または荷送人は

<sup>1</sup> 注：集中申告とは、輸出入貨物の荷受人もしくは荷送人が同じ港で頻繁に貨物を輸出または輸入する場合、あらかじめ「集中通関申告リスト」によって貨物の輸出入を申告し、その後、通関申告書により税関にて関連手続きを一括して行うという特殊な通関申告方式を指す。

税関に「集中申告通関方式適用の届出表」を提出した上で、税関に有効期間が3カ月以上の現金、小切手、銀行保証状（L/G）などの保証を提供しなければならない。

集中申告の通関方式で手続きを行う荷受人または荷送人は、輸入の場合は輸送機関の入国を申告した日より14日以内に、輸出の場合は貨物が税関の監視区域内に到着してから船積みの24時間前に、「集中申告リスト」により税関に申告しなければならない。また、荷受人または荷送人は、月ごとに「集中申告リスト」で申告したデータをまとめて輸出入貨物の通関申告書を作成し、一般貿易貨物の場合は翌月10日までに、保税貨物の場合は翌月末までに税関にて集中申告の手続きを行なければならない。

（十二）『税関による出入国輸送機関の積荷明細書に関する管理方法』（税関総署令第172号）（2009年1月1日実施、2018年2月1日改正、2018年7月1日改正）により、出入国輸送機関の責任者、無船運送業務の経営者、貨物輸送代理企業、船舶代理企業、郵政企業とクーリエ運営者などの積荷明細書電子データの提出義務者は税関届出範囲に基づき、規定の時間内に税関に積荷明細書電子データを送付しなければならない。

（十三）『技術輸出入契約登記管理方法』（商務部令2009第3号）（2009年3月3日実施）により、特許権譲渡契約、特許申請権譲渡契約、特許実施許可契約、技術秘密許可契約、技術サービス契約と技術輸出入を含むその他の契約は技術輸出入契約となる。

「政府が許可した投資プロジェクト目録」および国务院または国务院の投資主管機関に審査許可された政府投資プロジェクトにおける技術輸出入契約は、商務部によって管理される。その他の自由輸出入技術契約は、省レベルまたは特別指定都市の商務主管機関によって管理される。

（十四）『原材料として利用可能な輸入固体廃棄物の国内荷受人登録・登記管理実施細則』（税関総署公告2018年第57号）（2018年8月1日実施）により、原料に利用可能な固体廃棄物を輸入する国内荷受人は、所在地の税関に登録・登記、変更と延長の申請をしなければならない。

「原料に利用可能な輸入固体廃棄物国内荷受人登録・登記証明書」の有効期限は5年である。国内荷受人は登録・登記資格を延長する場合、登録・登記証明書が満期になる90日前に、所在地の税関に延長申請を提出する必要がある。

（十五）国家食品薬品监督管理局・公安部・衛生部による『4-メチルメトカチノン輸出入関連事項に関する公告』（国家食品薬品监督管理局、税関総署聯合公告2010年第66号）（2010年9月1日実施）に基づき、企業が4-メチルメトカチノン、4-メチルメトカチノンの塩、化学異性体、酢およびエーテルの輸出入を行う場合、税関では、国家食品薬品监督管理局より発給された「精神薬品輸入許可証」または「精神薬品輸出許可証」が審査される。

（十六）『危険化学品登記管理方法』（国家安全生産監督管理総局令第53号）（2012年8月1日実施）によれば、危険化学品の輸入企業が「危険化学品目録」に明記された危険化学品を初めて輸入する際には、事前に国家安全生産監督管理総局の化学品登記中心で登記する必要がある。同一企業が同一品目の危険化学品を生産・輸入する場合は、生産企業

として1回のみ登記を行うが、輸入危険化学品の関連情報を提出することとする。輸入企業が異なる製造会社の危険化学品を輸入する場合は、初めて製造会社から輸入した危険化学品として、1回のみ登記を行うが、製造会社の危険化学品の関連情報を提出することとする。生産企業・輸入企業が同一メーカーの同一危険化学品を数回輸入する場合、1回のみ登記を行うこととする。

企業が危険化学品登記するに当たって、危険化学品登記表、生産企業の工商営業許可書、輸入企業の対外貿易経営者の届出登記表、国家基準に見合う生産・輸入の危険化学品の安全技術説明書などの書類提出が必要とされる。

危険化学品登記書の有効期限は3年である。

(十七) 『輸入食品輸出入業者届出管理規定』（国家品質監督検査検疫総局公告 2012 年第 55 号）（2012 年 10 月 1 日実施）は、輸入食品の出所と流れを把握し、輸入食品の安全を確保するために制定され、中国大陸（香港・マカオを除く）向けに食品を輸出する国外輸出業者または代理業者および国内輸入食品の荷受人に適用される。ただし、付表に明記された食品以外の商品（食品添加物、一部食糧など）は他の規定に従う。

国外の輸出業者または代理業者は、事前に国家質量検査検疫総局に届けを出す必要がある。届出管理システムにて届出申請表を記入・提出する。

国内の荷受人は、食品を輸入する前に企業登録登記地の検査検疫機関に届けを出す必要がある。届出機関に提出する書類は次のとおりである。1) 荷受人の届出申請表。2) 営業許可書、組織機構コード証明書、法定代表人身元証明証、対外貿易経営者届出登記表などのコピー。オリジナルは提出の際に検査される。3) 企業品質管理制度。4) 食品安全の関連組織構造と機能。5) 経営予定の食品の種類、保管予定地。6) 過去2年間食品の輸出・加工・販売に従事した経験がある場合、食品の品目・量に関する説明が必要。7) 検査を自主的申告する場合、自主申告機関の届出・登録証明書のコピー。オリジナルは提出際に必要。荷受人は上記の書類とともに届出管理システムにて届出申請表を記入・提出する。

(十八) 『食品の輸入記録と販売記録管理規定』（国家品質監督検査検疫総局公告 2012 年第 55 号）（2012 年 10 月 1 日実施）は、輸入食品の出所と流れを把握し、食品の輸入記録と販売記録の監督管理を強化するためのもので、外国と貿易契約を締結した中国大陸（香港・マカオを除く）の荷受人に適用される。ただし、『輸入食品輸出入業者届出管理規定』の付表に明記された食品以外の商品（食品添加物、一部食糧など）は他の規定に従う。

荷受人は輸入食品の輸入、販売、販売流れ、販売対象のクレームとリコールの記録制度を作るとともに、専任担当者を指定しなければならない。

食品輸入記録には、輸入食品の名称、ブランド、規格などの情報を記録し、さらに貿易契約書、貨物引渡書、外国政府または政府授権機関により発行された関連証明書番号、検査申告書のコピー、輸出入検査検疫機関に発行された「入国貨物検査検疫証明書」「衛生証明書」などの書類の副本を保存すべきである。

販売の流れ記録では、輸入食品の名称、規格などの情報を記録する。

販売対象のクレームとリコール記録では、輸入食品の名称、規格、クレームとリコール

の内容、原因、自己検査分析、処理方式、改善措置などの情報を記録し、さらに仕入れと販売契約書、販売インボイスなどの書類のオリジナルまたはコピーを保存しなければならない。自社用食品の荷受人は加工使用記録などの資料も保存する必要がある。

食品輸入と販売記録の保存期間は最低2年間である。

(十九) 輸出入貨物の受取人・荷送人またはその代理人は、『税関輸出入商品規範申告目録』（2022年版）（2022年1月1日実施）に基づき、申告商品の名称、規格などを通関申告書に記入し通関手続きを行う。『税関の輸出入貨物通関申告書記入規範』（税関総署公告2019年第18号）（2008年10月1日実施、2009年1月22日改正、2013年7月1日改正、2016年3月30日改正、2017年3月29日改正、2018年8月1日改正、2019年2月1日改正）では、通関申告書の記入方法などが規定されている。

(二十) 『輸出入貨物の事前申告要求を明確にする公告(税関総署公告2014年第74号)（2014年10月22日実施）』によれば、輸出入貨物の荷受人・発送人および申告代理企業が事前申告する場合、先に船荷証券または積荷明細書のデータを取得しておくべきである。事前申告する輸入貨物は、積み出された後かつ税関監督管理場所に到着する前に税関に申告しなければならない。事前申告する輸出貨物は、貨物が税関監督管理場所に到着する前の3日以内に税関に申告しなければならない。貨物は事前申告した後かつ実際に入国・出国する前に国の貿易制度が調整された場合、貨物の実際入国・出国した日の貿易制度に適用される。

事前申告する輸入貨物は、申告した入国日の税率と為替レートに適用され、事前申告する輸出貨物は、税関が受け付けた申告日の為替レートと税率に適用される。税関特殊監督管理地域を入国・出国する貨物と仲介貿易の貨物の事前申告は上記の要求に準じる。

(二十一) 『貨物輸入証明書』に関する公告（税関総署公告2015年第34号）（2015年7月29日実施）により、税関が国家関連法律、行政法規、規則および国際公約の要求に基づき、輸入貨物通関手続き完了後において、輸入貨物荷受人の申請に応じて発行する証明書のことである。次の事情の場合、荷受人が輸入貨物通関手続き完了後において税関に対して証明書の発行を申請することができる。

- ・ 自動車またはオートバイを輸入した場合。
- ・ 特別管理規定により証明書の発行が必要とされる輸入貨物の場合。
- ・ 中国の加入または締結した国際公約によって、証明書の発行が義務付けられる輸入貨物の場合。
- ・ 税関が証明書の発行を認可する輸入貨物の場合。

(二十二) 輸出入貨物通関書類修正・取消手続きのペーパーレス化関連事項の公告（税関総署公告2015年第55号）（2015年12月2日実施）により、輸出入貨物の荷送人・荷受人またはその代理人（以下、当事者と総称）が『中華人民共和国輸出入貨物通関申告書修正および取消管理方法』（税関総署令第220号、以下『管理方法』）の規定に合致する場合、中国電子港事前入力システムの「書類修正・取消処理/確認」機能（以下、事前入力システムと略称）を通じて、輸出入貨物の通関書類（以下、通関書類と略称）の修正または取消手

続きを行うことができる。

通関書類の修正または取消の手続きを申請する際、当事者は、事前入力システムを通じて通関書類の修正または取消関連事項を入力の上、関連資料の電子データを提出しなくてはならない。税関は事前入力システムを通じて受理した情報を当事者にフィードバックし、当事者は事前入力システムを通じて提出済みの修正または取消手続きの進捗情報を照会することができる。

通関書類に修正または取消の必要があると税関が発見する場合、税関は事前入力システムを通じて当事者に通関書類の修正または取消の確認を求める。当事者は事前入力システムを通じて適時に関連情報を問い合わせの上、5 営業日以内に税関に対して修正または取消に同意するか否かの判断を提出するものとする。

(二十三) 加工貿易材料部品明細書式消込みを展開することに関する事項に関する公告(税関総署公告 2015 年第 53 号) (2015 年 11 月 5 日実施) により、明細書式消込みというのは加工貿易企業が税関に申告書、申告リストデータおよび企業 ERP システムにおける明細書データを提供し、税関が申告書に対応する番号と企業の生産計画書を製品使用の根拠とし、電子帳簿を作成し、また原材料、仕掛品および完成品の状態により、加工貿易に使用される原材料、仕掛品および完成品に対し、帳簿消込みを行う税関管理制度のことである。加工貿易企業は一定の条件を満たせば、当該明細書式消込み制度を適用できる。

(二十四) 『自動輸入許可証取得済みの貨物の通関業務のペーパーレス化に関する通知』(税関総署、商務部公告 2016 第 5 号) (2016 年 2 月 1 日実施) に基づき、2016 年 2 月 1 日より、全国で自動輸入許可証取得済みの貨物の通関業務のペーパーレス化を実施する。条件を満たした企業はデジタル許可証を申請することができ、税関の関連規定に基づき、書類なしで税関申請を行うことができる。税関は自動輸入許可証ネット検査方法により、デジタル許可証を検査し、書類での許可を行わない。

(二十五) 『保税消込リストの起用に関する公告』(税関総署公告 2018 年第 23 号) (2018 年 7 月 1 日実施) に基づき、中国国内の加工貿易企業および保税監督企業は貨物の輸出入、税関特別監督エリアや保税区への進出に保税取込リストの記入が必要となる。

(二十六) 『輸出入貨物の通関単の全面的取消に関する通知』(税関総署公告 2018 年第 50 号) (2018 年 6 月 1 日実施) に基づき、中国税関通関手続きが IT を導入し、輸出入貨物の通関単が 2018 年 6 月 1 日より使用停止、すべての手続きはインターネットへ移行された。

(二十七) 『税関総署、農業農村部、国家林業草原局により『海外農業種の検疫審査シート』など 3 種類の文書に対するインターネット検査に関する公告』(税関総署、農業農村部、国家林業および草原局公告 2018 年第 141 号) (2018 年 10 月 22 日実施) に基づき、2018 年 10 月 22 日より『海外農業種の検疫審査シート』、『輸入林木の種と苗の検疫審査シート』および『輸入遺伝子組み換え農産品安全証明書』のデータおよび通関申告書のデータのインターネット検査が必要となった。

(二十八) 『税関申告企業の登記管理を最適化する事項に関する公告』(税関総署公告

2018 年第 191 号) (2019 年 2 月 1 日実施) によれば、輸出入貨物の受取側または発送側の拠点については、同拠点を設立した受取側または発送側が『税関申告企業状況登記表』による届け出を同拠点所在地の税関に対して申請できる。輸出入貨物の受取側と発送側、および税関に届出済みの拠点は全国範囲で輸出入の申告業務に従事できる。

(二十九) 『マニフェストとその電子データに対する変更作業のペーパーレス化を全面的に展開する公告』(税関総署公告 2018 年第 180 号) (2019 年 1 月 1 日実施) によれば、企業は手入力とデータ導入の方法で、マニフェスト(積荷目録)とその電子データに対する変更作業を行うことが可能となり、紙面で資料を提出する必要がなくなる。ただし、税関管理の要求に基づき、またはシステムの故障などの原因でデータの送付ができない場合、企業は紙面による資料を提出する必要がある。

(三十) 『企業調整員管理を実施する事項に関する公告』(税関総署公告 2018 年第 181 号) (2019 年 1 月 1 日実施) によれば、高級認証企業を対象に調整員が配置され、税関から企業に対する税関政策の説明、企業の税関問題の解決等の業務を行う。

(三十一) 『中華人民共和国税関輸出入製品の申告書記入規範』を修正する通知(税関総署公告 2019 年第 18 号) (2019 年 2 月 1 日実施) によれば、税関申告書に関して記入方法が修正された箇所がある。具体的な修正箇所は当該法規で調べることができる。

(三十二) ロイヤリティの申告納税手続きに関する公告(税関総署公告 2019 第 58 号) (2019 年 5 月 1 日実施) によれば、輸入企業は申告書を記入する際、「ロイヤリティの支払」項目に納税すべきロイヤリティがあるか否かを確認し、記入することと規定された(輸出貨物、加工貿易と保税商品を除く)。輸入企業が申告時にすでにロイヤリティを支払った場合、支払った金額を申告書の「雑費」項目に記入し、税関は輸入日に適用される税率、為替レートにより、ロイヤリティに対し、税金を徴収する。輸入企業が申告時に納税すべきロイヤリティを支払っていない場合、毎回の支払後の 30 日以内に、税関に申告し、税金を納付すると規定された。

(三十三) 『申告書の電子データまたはスキャンコピーの仕様基準』に関する通知(税関総署公告 2019 年第 66 号) (2019 年 5 月 1 日実施) によれば、全国通関一体化申告のさらなる規範化と簡便化を進めるため、税関総署は申告書の電子データ方式を最適化している。具体的な項目は当該法規で調べることができる。

(三十四) 原産地証明書の自動発行の全面的推進に関する通知(税関総署公告 2019 年第 77 号) (2019 年 5 月 20 日実施) によれば、原産地証明書の申請人または代理人は国際貿易の「単一窓口」(<https://www.singlewindow.cn/#/>、または「インターネット+税関」の一体化プラットフォーム(<http://online.customs.gov.cn>)にて、税関審査済みの原産地証明書を自動発行・印刷することができる。

(三十五) 新型コロナウイルスによる肺炎疫病用の輸入寄贈物品に対する通関手続きに関する公告(税関総署公告 2020 年第 17 号) (2020 年 1 月 25 日実施) により、輸入薬品、消毒品、防護用品、治療器械等に対し、迅速な通関手続きが実施されることとなった。また、緊急時には通関後に手続きすることも認められる。なお、当該公告は、『新型コロナ

ウイルスによる肺炎疫病用の輸入寄贈物品に対する通関手続きの実施の関連規定を廃止する公告』（税関総署公告 2021 年第 57 号）により、2021 年 7 月 15 日に廃止された。

（三十六）輸出入鉄道列車およびその運輸貨物のマニフェストの電子データ送付調整に関する公告（税関総署公告 2020 年第 68 号）（2020 年 7 月 1 日実施）により、輸出入鉄道列車の関連担当者、企業は所在地の税関で届出手続きを済ませれば、税関に電子データを送付できるようになった。

（三十七）加工貿易の国内販売に対する申告納税期限を調整することに関する公告（税関総署公告 2020 年第 78 号）（2020 年 7 月 1 日実施）により、1) 税関特殊監督管理区域外において条件に該当し、月ごとに国内販売を申告する加工貿易企業は、税関手冊消込期限を超えないことを前提に、各四半期が終わってから 15 日以内に納税申告手続きを行うことが認められる。2) 税関特殊監督管理区域内の加工貿易企業は、「分送集報」（貨物の通関毎の申告でなく一定期間で一括申告する方法）で中華人民共和国国内（税関特殊監督管理区域外）に輸入する場合、税関手冊消込期限を超えないことを前提に各四半期が終わってから 15 日以内に納税申告手続きを行うか、または現行規定での納税申告を行う。

（三十八）輸送手段の出入国監督管理作業のペーパーレス化をさらに推進する公告（税関総署公告 2020 年第 91 号）（2020 年 12 月 1 日実施）により、輸出入輸送手段の担当者、関連サービス企業は関連企業と輸送手段の届出、変更、抹消、検査等および出入国の関連手続きを申請する際、紙面による資料の代わりに、電子データを提出できる。

（三十九）鉄道による出入国の快速通関業務モデルの実施に関する公告（税関総署公告 2021 年第 5 号）（2021 年 6 月 15 日実施）により、鉄道運営企業は自身の需要に基づき、快速通関業務を申請でき、出入国列車の担当者は規定により関連電子データを税関に提出する。

（四十）『外商投資奨励産業目録（2022 年版）』の実施に関連する問題に関する公告（税関総署公告 2022 年第 122 号）（2023 年 1 月 1 日実施）により、「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」に基づき、免税手続きおよび項目表記が調整される。

（四十一）RCEP による輸出入貨物原産地管理弁法（2022 年 1 月 1 日実施）により、RCEP 加盟国との取引については原産資格、原産地証明、通関手続きなどを規定した同弁法が適用される。

（四十二）外国政府・国際組織の無償贈与および我が国の国際条約規定の履行による輸入物資減税・免税の審査確認事項に関する公告（2023 年 3 月 8 日実施）により、外国政府および国際組織からの無償での資産の贈与において、輸入関税、輸入段階の増値税および消費税が免税される。